

処 分 基 準

令和 6 年 1 1 月 8 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 1 0 条の 9 第 1 項
処 分 の 概 要：所持許可を受けた者に対する指示
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条（許可）、第 6 条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、第 1 0 条の 9 第 1 項 火薬類取締法第 5 0 条の 2 第 1 項（猟銃用火薬類等の特則） 火薬類取締法施行令第 1 2 条（猟銃用火薬等）
処 分 基 準： 銃砲刀剣類所持等取締法第 1 0 条の 9 第 1 項に定める法律等に違反し、かつ、銃砲等又は刀剣類について適正な取扱いを行っていないと認めるときで、 ・ その違反行為が比較的軽微である ・ 違反行為が反復して行われておらず、営利性、計画性も認められない ・ 違反行為の再発防止が期待できる 等の条件を満たす場合は、危害予防上必要な措置を執るべきことを指示する。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：